

## 農地集積の駆動力は「担い手の経営発展への意欲」

「今、宮城の農村では、リタイアする農業者が次を託す相手を探し、一方で、もっと農地を広げたい経営者には、分散した農地では効率が上がらない等の悩みがあります。農業生産の場である『農地』のリレーが急務です」

当社のホームページで、農地中間管理事業について呼びかけている内容の冒頭部分です。

2015年農林業センサスの速報値では、宮城県の基幹的農業従事者は平均年齢67.0歳、4万1774人で、5年前と比べて1割減少しました。

一方で、経営規模別経営体数では5畝以上が、5年前の7.3%から10.1%へと増加、担い手経営体への農地集積が着実に進んでいることがわかります。

今、全国で展開されている農地中間管理事業とその背景にある農政改革は、戦後農政の悲願でもある「零細経営からの脱却」を集中的に達成しようとするものと見ることができます。農地解放で1畝規模の自作農が600万戸創設されたと同時に、零細・分散錯圃の解消という課題も内包。以来、農地流動化の事業や制度が繰り返しツールとして登場してきました。これらのツールは経営者の判断によって使われるいわば従属的なものと言えます。

それに対し、今般の農地中間管理事業は、ツール自体にも駆動力を与えて、集積の速度を飛躍的に上げようとするものです。農地の貸し借り希望を集め、実現させるための制度化や予算措置は、待ったなしとなっている現場の課題を集中的に解決しようとする画期的なものと言えます。

宮城県の実績としては、初年目の14年は借り受け面積が約880畝でしたが15年は約3千畝で、これは本事業以前に比べほぼ2倍となっており、2年目に機能し始めたものと考えています。

しかし、貸借の増加目標約4万3千畝に対し、借り手が希望する面積は約2万7千畝に留まっています。中山間地域では貸したい希望があっても、借り受け者が見込めずに低調なケースもあります。

したがって、一層の事業活用を図るためには、機構集積協力金の確保もですが、本当に大事なことは「集積できる担い手を増やすこと」、「集積した経営が維持発展できること」であって、そうした施策の拡充が必要です。機構の駆動力以上に、「担い手の経営発展への意欲＝集積への駆動力」をこそ強くしていくことが肝要です。

そのためには、環太平洋連携協定（TPP）や「減反廃止」がもたらしている不安感、頻繁な政策変更への不信感を早期に払拭することが必要です。また、担い手側も今般のTPP対策予算も含め国などの支援事業を、経営体の発展へ活用したいものです。

農地の集約化は、担い手を核とした地域農業の再構築を促します。地域をけん引する担い手をみんなでもって支え持続する農村社会をめざし、市町村のみならず農協、土地改良区そしてNOSA Iなどの関係団体の一層の連携した支援を期待するものです。

平成28年 6月21日

宮城県農地中間管理機構  
(公益社団法人みやぎ農業振興公社) 理事長

※本内容は、「農業共済新聞」2016年（平成28年）5月4日号に掲載されたものです。

## 農地中間管理事業の取組状況について

### I 事業概要

平成26年3月28日付け宮城県知事指定「宮城県農地中間管理機構」として、農業振興地域整備計画策定33市町村（県内35市町村中塩竈市・女川町除く）を対象に機構が農地所有者より①農地を借受け（農地中間管理権）で、②必要な場合には簡易な条件整備等を実施し、③担い手（認定農業者等）へ農地集積に配慮し貸付ける。

### II 事業実施状況等

#### 1 今後10年間の農地集積目標

41,300ha（うち農地中間管理事業が75%）  
年間では 2,000ha ~ 4,560ha

#### 2 農地中間管理事業年次別事業実績・計画 （単位：件、ha）

区 分	H26実績		H27実績		H28計画	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積
借 入	981	882	3,500	2,953	8,500	4,250
うち 転貸（過年度借入訖）	320	450	2,305	2,904	4,297	4,297
うち 管理	0	0	0	0	200	100
うち 条件整備	0	0	0	0	100	50

【借受希望者の募集状況（H27まで）】

- ①募集対象：33市町村83区域
- ②応募状況：32市町村79区域  
件数3,622件 経営体数3,232 借受希望面積27,185ha

【H28募集計画】

- ・年4回実施（4月,7月,10月,H29.1月予定）

#### 3 推進体制の整備

##### (1) 県推進体制

- ①県本部段階：県推進本部 ・ 県農地集積連携推進会議
- ②地域本部段階：地方推進本部 ・ 県（圏域）農地集積推進会議

##### (2) 機構（公社）推進体制

- ・専任職員：本社に10人配置（職員8+臨時職員2）  
7地方本部に地域コーディネーター7人配置(H28:14人計画)
- ・兼任職員：本社に5人配置

##### (3) 市町村等との連携体制（業務委託状況）

- ①対 象：農業振興地域整備計画を策定している33市町村
- ②業務委託先：32市町村(うち5市町は無償契約)+角田市公社+12JAの45委託先（平成27年実績）

#### 4 業務推進活動

- ①重点的に推進する地区（モデル地区）の設定
  - ・重点実施区域35地区うちモデル地区17地区を中心に推進
- ②県内全域で事業制度の周知と活用推進
  - ・機構理事長による市町村長等へのトップセールス実施
  - ・各種研修会への積極的参加（事務担当者・事業活用者双方対応）

- ・ マスメディアの活用（新聞・ラジオ・テレビ等）
  - ・ 関係機関の広報誌の活用（県・市町村・JA等）
  - ・ ダイレクトメールの活用（担い手等に対して）
  - ・ PR資料の活用（説明資料・グッズ等）
  - ・ 地域農業の明日を考えるシンポジウム開催（H27.9.8）
  - ・ 移動「農家相談窓口」実施
- ③ほ場整備地区との連携推進
- ・ 農業農村整備事業関係機関との連携
- ④既存賃貸借契約期間満了対策
- ・ 賃貸借契約期間満了案件を「農地中間管理事業による賃貸借」へ誘導

### Ⅲ H28重点実施事項

- 1 機構理事長による市町村長等巡回訪問の継続的实施
- ・ 市町村・JA等関係機関トップ及び産業界へ役員による理解促進

#### 2 担い手農業者組織等との事業連携協定締結

- ・ 受け手となる担い手農業者5組織、資金融資2機関と協定締結し、機構事業の普及啓発と活用に向けた定期的な意見交換開催等の取組。
- 6月21日（火）協定締結

- 3 農業委員会組織との連携強化（制度変更への対応）
- ・ 制度変更で新設される「農地利用最適化推進委員」との連携をはじめ、農地集積や遊休農地対策などの農業委員会組織活動との連携を強化。
- 4 土地改良事業との一層の連携等
- ・ 県農林水産部長通知（H28.4.14付）
  - 基本的には全ての農地整備実施地区を農地中間管理事業のモデル地区に設定し、積極的に機構事業を活用した農地集積・集約化を促進。
  - ・ 県土地連と業務委託契約締結し、事業実施地区での推進体制を強化。
  - ・ 農地整備事業との連携強化
- 5 地域コーディネーターの倍増
- ・ 事業開始3年目を迎え、普及啓発から一層の実務推進に向けた体制を強化するため、7人体制から14人体制（12人配置済）へ増員。
- 6 農地中間管理システム等活用による業務改善・円滑化
- ・ 業務改善・円滑化
- 7 実績分析と今後の推進方策検討
- ・ 実績分析による現状把握とその対策の検討
- 8 畜産的利用拡大による農地集積と経営合理化の推進
- ・ 草地・採草放牧地等の有効活用・水田での飼料用米等に向けた検討
- 9 機構事業活用の体系化
- ・ 機構集積協力金に頼らない推進に向けて、他事業・制度との組み合わせによる機構事業活用メリットを具体的に例示した取組を目指す。

